

第1号訪問事業(独自/定率)サービスコード表

※給付(支給)制限のかかった方のサービス費を請求する場合に使用します。

旭川市

※日割り計算用コードは契約期間が1月に満たない場合に算定すること

※給付(支給)制限中の給付割合に応じたサービスコードを使用してください。

※項目に「※」のある単位数を使用する算定を行う場合には、サービスコードの設定が必要になります。
サービスコードの登録は日数を要しますので、事前に市にご連絡ください。

サービスコード	サービス内容略称		算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目					
A3	1001	訪問型独自サービスⅠ(7割)	イ 訪問型サービス費(独自)Ⅰ	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1,176単位	1,176 1月につき
A3	1005	訪問型独自サービスⅠ日割(7割)		事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	39単位	39 1日につき
A3	1011	訪問型独自サービスⅡ(7割)	ロ 訪問型サービス費(独自)Ⅱ	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	2,349単位	2,349 1月につき
A3	1015	訪問型独自サービスⅡ日割(7割)		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	77単位	77 1日につき
A3	1021	訪問型独自サービスⅢ(7割)	ハ 訪問型サービス費(独自)Ⅲ	要支援2(週2回を超える程度)	3,727単位	3,727 1月につき
A3	1025	訪問型独自サービスⅢ日割(7割)		要支援2(週2回を超える程度)	123単位	123 1日につき
A3	1111	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅰ(7割)			1,176単位の10% 減算	1,058 1月につき
A3	1112	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅱ(7割)		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	2,349単位の10% 減算	2,114
A3	1113	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅲ(7割)			3,727単位の10% 減算	3,354
A3	※	訪問型独自サービス同一建物減算日割(7割)			所定単位数の10% 減算	
A3	1121	訪問型独自サービスⅠ小規模事業所加算(7割)		中山間地域等における小規模事業所加算	1,176単位の10% 加算	118
A3	1123	訪問型独自サービスⅠ小規模事業所加算・同一(7割)		所定単位数の 10%加算	1,058単位の10% 加算	106
A3	1129	訪問型独自サービスⅡ小規模事業所加算(7割)			2,349単位の10% 加算	235
A3	1131	訪問型独自サービスⅡ小規模事業所加算・同一(7割)			2,114単位の10% 加算	211
A3	1137	訪問型独自サービスⅢ小規模事業所加算(7割)			3,727単位の10% 加算	373
A3	1139	訪問型独自サービスⅢ小規模事業所加算・同一(7割)			3,354単位の10% 加算	335
A3	※	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割(7割)			所定単位数の10% 加算	
A3	1151	訪問型独自サービスⅠ中山間地域等提供加算(7割)		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	1,176単位の5% 加算	59
A3	1153	訪問型独自サービスⅠ中山間地域等提供加算・同一(7割)			1,058単位の5% 加算	53
A3	1159	訪問型独自サービスⅡ中山間地域等提供加算(7割)		所定単位数の 5%加算	2,349単位の5% 加算	117
A3	1161	訪問型独自サービスⅡ中山間地域等提供加算・同一(7割)			2,114単位の5% 加算	106
A3	1167	訪問型独自サービスⅢ中山間地域等提供加算(7割)			3,727単位の5% 加算	186
A3	1169	訪問型独自サービスⅢ中山間地域等提供加算・同一(7割)			3,354単位の5% 加算	168
A3	※	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割(7割)			所定単位数の10%加算	
A3	1031	訪問型独自サービス初回加算(7割)		二 初回加算	200単位 加算	200
A3	1041	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ(7割)		ホ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位 加算	100
A3	1042	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ(7割)			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位 加算	200
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ(7割)		ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算	
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ(7割)			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算	
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ(7割)			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算	
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ(7割)			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) — (3)で算定した単位数の90% 加算	
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ(7割)			(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) — (3)で算定した単位数の80% 加算	
A3	※	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ(7割)		ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000 加算	
A3	※	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ(7割)			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000 加算	
A3	※	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算(7割)		ヲ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の24/1000 加算	
A3	1145	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分Ⅰ(7割)		新型コロナウイルス感染症への対応	1,176単位の1/1000 加算	4
A3	1146	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分Ⅰ・同一(7割)			1,058単位の1/1000 加算	4
A3	1147	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分Ⅱ(7割)			2,349単位の1/1000 加算	2
A3	1148	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分Ⅱ・同一(7割)			2,114単位の1/1000 加算	2
A3	1149	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分Ⅲ(7割)			3,727単位の1/1000 加算	4
A3	1150	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分Ⅲ・同一(7割)			3,354単位の1/1000 加算	2
A3	※	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分日割(7割)			— 所定単位数の1/1000 加算	

第1号訪問事業(独自/定率)サービスコード表

※給付(支給)制限のかかった方のサービス費を請求する場合に使用します。

旭川市

※日割り計算用コードは契約期間が1月に満たない場合に算定すること

※給付(支給)制限中の給付割合に応じたサービスコードを使用してください。

※項目に「※」のある単位数を使用する算定を行う場合には、サービスコードの設定が必要になります。
サービスコードの登録は日数を要しますので、事前に市にご連絡ください。

サービスコード	サービス内容略称		算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
A3	1201	訪問型独自サービスⅠ(6割)	イ 訪問型サービス費(独自)Ⅰ	1,176単位	1,176 1月につき
A3	1205	訪問型独自サービスⅠ日割(6割)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	39単位	39 1日につき
A3	1211	訪問型独自サービスⅡ(6割)	ロ 訪問型サービス費(独自)Ⅱ	2,349単位	2,349 1月につき
A3	1215	訪問型独自サービスⅡ日割(6割)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	77単位	77 1日につき
A3	1221	訪問型独自サービスⅢ(6割)	ハ 訪問型サービス費(独自)Ⅲ	3,727単位	3,727 1月につき
A3	1225	訪問型独自サービスⅢ日割(6割)	要支援2(週2回を超える程度)	123単位	123 1日につき
A3	1311	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅰ(6割)		1,176単位の10% 減算	1,058 1月につき
A3	1312	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅱ(6割)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	2,349単位の10% 減算	2,114
A3	1313	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅲ(6割)		3,727単位の10% 減算	3,354
A3	※	訪問型独自サービス同一建物減算日割(6割)		所定単位数の10% 減算	
A3	1321	訪問型独自サービスⅠ小規模事業所加算(6割)	中山間地域等における小規模事業所加算	1,176単位の10% 加算	118
A3	1323	訪問型独自サービスⅠ小規模事業所加算・同一(6割)	所定単位数の 10%加算	1,058単位の10% 加算	106
A3	1329	訪問型独自サービスⅡ小規模事業所加算(6割)		2,349単位の10% 加算	235
A3	1331	訪問型独自サービスⅡ小規模事業所加算・同一(6割)		2,114単位の10% 加算	211
A3	1337	訪問型独自サービスⅢ小規模事業所加算(6割)		3,727単位の10% 加算	373
A3	1339	訪問型独自サービスⅢ小規模事業所加算・同一(6割)		3,354単位の10% 加算	335
A3	※	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割(6割)		所定単位数の10% 加算	
A3	1351	訪問型独自サービスⅠ中山間地域等提供加算(6割)	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	1,176単位の5% 加算	59
A3	1353	訪問型独自サービスⅠ中山間地域等提供加算・同一(6割)	所定単位数の 5%加算	1,058単位の5% 加算	53
A3	1359	訪問型独自サービスⅡ中山間地域等提供加算(6割)		2,349単位の5% 加算	117
A3	1361	訪問型独自サービスⅡ中山間地域等提供加算・同一(6割)		2,114単位の5% 加算	106
A3	1367	訪問型独自サービスⅢ中山間地域等提供加算(6割)		3,727単位の5% 加算	186
A3	1369	訪問型独自サービスⅢ中山間地域等提供加算・同一(6割)		3,354単位の5% 加算	168
A3	※	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割(6割)		所定単位数の10%加算	
A3	1231	訪問型独自サービス初回加算(6割)	ニ 初回加算	200単位 加算	200
A3	1241	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ(6割)	ホ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位 加算 100
A3	1242	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ(6割)		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位 加算 200
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ(6割)	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ(6割)		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ(6割)		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000 加算
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ(6割)		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の90% 加算
A3	※	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ(6割)		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の80% 加算
A3	※	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ(6割)	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000 加算
A3	※	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ(6割)		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000 加算
A3	※	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算(6割)	ヲ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の24/1000 加算
A3	1345	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分Ⅰ(6割)	新型コロナウイルス感染症への対応	1,176単位の1/1000 加算	1
A3	1346	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分Ⅰ・同一(6割)		1,058単位の1/1000 加算	1
A3	1347	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分Ⅱ(6割)		2,349単位の1/1000 加算	2
A3	1348	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分Ⅱ・同一(6割)		2,114単位の1/1000 加算	2
A3	1349	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分Ⅲ(6割)		3,727単位の1/1000 加算	4
A3	1350	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分Ⅲ・同一(6割)		3,354単位の1/1000 加算	3
A3	※	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分日割(6割)		所定単位数の1/1000 加算	

※ 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ及び訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴは、令和4年3月31日に経過措置期間が終了しました。